

京都市環境影響評価等に関する条例第21条第2項の規定により、京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価準備書に係る公聴会を下記のとおり開催することについて、平成19年6月19日付けで公告しましたが、同条第3項の規定による意見を述べようとする旨の届出がありませんでしたので、同条第1項ただし書の規定により、当該公聴会を開催しないこととします。

平成19年8月16日

京都市長 榎本 頼兼

1 事業者の名称及び住所等

- (1) 事業者の名称 京都市
- (2) 代表者の氏名 京都市長 榎本 頼兼
- (3) 主たる事務所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 対象事業の名称等

- (1) 名称 京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業
- (2) 種類 ごみ処理施設（焼却施設、選別資源化施設及びバイオガス化施設）の設置

3 規模

- (1) 焼却施設 焼却能力 500トン/日（24時間稼働）
- (2) 選別資源化施設 処理能力 180トン/日（6時間稼働）
- (3) バイオガス化施設 処理能力 60トン/日（24時間稼働）

4 対象事業実施区域

京都市伏見区横大路八反田町（京都市南部クリーンセンター内）

5 予定していた公聴会の開催日時等

(1) 開催日時

平成19年8月26日（日） 午前10時から

(2) 開催場所

京都市呉竹文化センター

京都市伏見区京町南七丁目35番地1

(環境局環境企画部環境管理課)